

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第二項第一号の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)
 第二十二條の二の十六 法第二十七條の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供は、次に掲げる利益の提供とする。

〔一 略〕

二 対象設備の購入等を行うこと又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。)を条件(前号に規定する条件を除く。)とする前号イからニまでに掲げる利益の提供であつて、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる当該利益の額以外の利益の額との合計額(法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十條の二において準用する同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。以下この号において「合計利益提供額」という。)が、四万円(利益の提供を約し、又は約させる日(イ及びロにおいて「利益提供日」という。)における対象設備の対照価格が二万円を超え八万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格の五割に相当する額又は二万円のいずれか高い額、対象設備の対照価格が二万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格)と当該対象設備の対照価格から当該対象設備の先行同型機種(当該対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種をいう。)を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとしている対価の額を減じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 対象設備が次の(1)から(3)までに掲げるものである場合(当該対象設備を制賦販売の方法により販売する場合であつて、将来の一定の時期において利用者から譲り受けることにより、当該対象設備に係る残存債務を免除する条件を約し、又は約させるときを除く。)において、合計利益提供額が当該(1)から(3)までに定める額を超えないもの

(1) 利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日(当該電気通信事業者が電気通信設備が最後に納入された日をいい、当該最後に納入された日が当該電気通信設備の販売等が開始された日から十二月を経過した日より前の日である場合には、当該販売等が開始された日から十二月を経過した日をいう。以下このイにおいて同じ。)から十二月が経過している対象設備(2)及び(3)に掲げるものを除く。当該対象設備の対照価格の半額に相当する額

(2) 利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から二十四月が経過している対象設備(3)に掲げるものを除く。当該対象設備の対照価格の八割に相当する額

(3) 利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から三十六月が経過している対象設備 当該対象設備の対照価格に相当する額

〔ロ・ハ 略〕

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)
 第二十二條の二の十六 「同上」

〔一 同上〕
 〔二 同上〕

イ 対象設備が次の(1)から(3)までに掲げるものである場合において、合計利益提供額が当該(1)から(3)までに定める額を超えないもの。

(1) 利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日(当該電気通信事業者が電気通信設備が最後に納入された日をいい、当該最後に納入された日が当該電気通信設備の販売等が開始された日以前である場合には、当該販売等が開始された日をいう。以下このイにおいて同じ。)から二十四月が経過している対象設備(2)及び(3)に掲げるものを除く。当該対象設備の対照価格の半額に相当する額

(2) 製造事業者による製造が中止された対象設備であつて、利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から十二月が経過しているもの(3)に掲げるものを除く。当該対象設備の対照価格の半額に相当する額

(3) 製造事業者による製造が中止された対象設備であつて、利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から二十四月が経過しているもの 当該対象設備の対照価格の八割に相当する額

〔ロ・ハ 同上〕

<p>〔2 略〕 附 則 〔1〕3 略〕</p>	<p>4〕 第二十二條の二の十六第一項第一号に規定する対象設備が無線設備規則第四十九條の六の十二第二項で定める条件に適合する無線設備である場合における第二十二條の二の十六第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四万円」とあるのは「五万五千円」と、「八万円」とあるのは「十一万円」とする。</p>	<p>〔2 同上〕 附 則 〔1〕3 同上〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「 〕」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>			

附 則

この省令は、令和六年十二月二十六日から施行する。